

上野原市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

上野原市長

上野原市規則第9号

上野原市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

上野原市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年上野原市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「及び第15号並びに別表第4の第2号及び第3号」を「、第15号、第18号及び第19号」に改める。

別表第3第11号中「及び第15号」を「、第15号、第18号及び第19号」に改め、同表に次のように加える。

<p>(17) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現</p>
--	---

に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

<p>(18) 9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(19) 要介護者（勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護その他の市長の定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(20) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登</p>	<p>必要と認められる期間</p>

録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

別表第4中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、同表第6号中「又は」を「若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは」に改め、同号を同表第3号とし、同表中第7号を削り、第8号を第4号とし、同表第9号中「終り」を「終わり」に改め、同号を同表第5号とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。